

令和6年度第3回旭川市こども計画策定部会 議事概要

○開催日時

令和6年12月3日（火） 18:29～20:25

○開催場所

旭川市総合庁舎7階 大会議室B

○出席委員（9名）

荒木閑委員，片桐委員，楠井委員，小野委員，小山委員，佐々木千夏委員，中嶋委員，長島委員，長野委員

○欠席委員（2名）

佐々木純江委員，佐藤委員

○事務局（5名）

向井子育て支援部長

子育て支援課 香川課長，高橋主幹，川口主査，浅沼主査

○傍聴者（0名）

○概要

1 開会

2 協議事項

（1）旭川市こども計画（素案）について

（A委員）

「旭川市こども計画（素案）について」事務局から説明願う。

（事務局）

旭川市こども計画（素案）について，資料に基づき事務局説明。

（A委員）

このことについて，委員の皆様から質問等はあるか。

（B委員）

基本施策については，大分工夫されたと思うが，もう少し分かりやすい表現に変更することは可能か。特に，基本施策1の「権利の主体」という表現がなかなか伝わりにくいと感じる。

（事務局）

「子ども・若者が権利の主体」であるということが重要であるというのが法律の趣旨であり，これに基づく計画でも根幹となっている。

（B委員）

別の表現に言い換えると誤解を生んでしまうのか。

（事務局）

なかなか替わるような言葉がない。子ども基本法や子ども大綱でも，この表現を使っている。子どもが見たときに理解できるかはまた別の問題であると思うので，子ども版を作

る際には分かりやすい表現となるよう工夫していきたい。

(C委員)

基本施策2の「良好な成育環境」の「せい」の漢字は「生」ではなく「成」とした理由は何があるか。

(事務局)

切れ目なく子ども達の成長を支えていく環境という意味で、「成育」としている。こども大綱の6つの方針でも、このような表記となっている。

(C委員)

「成育環境」が「成」となっていることに違和感があったが、こちらが一般的なのであれば、このままでよい。

(B委員)

「生育」のほうがより生物学的な要素が強く、「成育」は社会的な意味合いが入ってくると思う。

(D委員)

前回と比較して、ライフステージごとに整理されたので分かりやすくなっている。

(B委員)

資料4-1のイメージ図の右側に記載されているこどもを取り巻く人達は、あえて縦棒での記載なのか。

(事務局)

最終的には、分かりやすいイメージ図となるよう工夫したい。

(E委員)

資料3, 1の基本理念について、基本理念における「すべて」についての説明があるが、説明の中でも、「すべて」という文言が使用されているため、非常に分かりにくい。また、資料4-1の基本施策の4つの視点についての4番目で、「それら支援」という文言がある。ここで言う「それら」は、支援について記載されている基本施策の2と3について示していると思うが、1から3の表記が「支援について」で統一されていない点が非常に分かりにくい。

(事務局)

計画として文章に起こすときに、いただいた意見を基に整理するようにしたい。

(F委員)

資料5の子ども・子育て支援事業計画について、需給のバランスの部分は一番大変な点であると思う。施設や法人によって背景が違うため、行政としてきちんとコントロールしていただきたい。需要が減少することは間違いないため、いかに上手く配分していくかが重要であると感じた。令和7年度の就学前児童の0歳児が1,452人となっているが、これはあくまでも見込みということでよい。

(事務局)

コーホート変化率法により試算している。直近10年間の推移に、女性の年齢などの条件を掛け合わせて算出している。国から示された試算があり、前回も今回もそれを活用している。令和5年から6年の減り幅が大きい。1,452人という数字も、まだ上振れしている可能性がある。

(F 委員)

2歳児の1,621人と1歳児の1,443人の差も大きい。より一層コントロールが難しくなると感じる。

(事務局)

今後の需給のバランスやコントロールの部分については、まだ反映されていないため、今後検討していく。

(D 委員)

第4章、個別施策の⑦児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援について、基礎的なデータとして旭川市の要保護児童と要支援児童の数値をどのくらいと捉えているのか。児童相談所で令和5年に、旭川市内で虐待受理している事案は、500件程度である。重篤なものでないにしろ、支援を要するお子さんは相当数いると思う。相談体制の強化も計画に記載があるので、そういったお子さんや家庭への支援が着実になされるよう、ベースとなる数字を念頭に置いた上で、計画に反映していただきたい。要保護児童や要支援児童のいる家庭については、経済的な困窮やひとり親など様々な要因がある。どのような事情でそういった状況に陥っているのか分析されれば、厚くすべき支援の内容が分かると思う。

(事務局)

計画を進めるに当たっては、基礎的な数値の整理を踏まえて、1年間の事業がどのように実施されて、どのような効果があったのか等、個別の事業について進行管理を行っていききたい。

(D 委員)

要保護児童や要支援児童が少なくなればよいということではない。ある程度一定数は必ずいる。原因をしっかりと分析した上で、要保護・要支援児童への支援や、相談支援機関や相談員数の確保等の継続的な支援について明記していただければよいと思う。

(G 委員)

資料5の④に待機児童数の推移があるが、ここにはどのような数値が入ってくるのか。また、それを何に反映させていくのか。現在は待機児童はいないと伺っているが、令和2年から5年間の数値を入れることで、何に生かしていくのか。

(事務局)

現行の計画でのフォーマットを使用している。数値を入れる中でより細かい数値を入れたり、省略する部分も出てくる。その作業も併せて所管課で行っているところである。

(G 委員)

先ほどの説明では、働く人が増えているということがあったが、こどもは減っている。現状、幼稚園が認定こども園に移行したくても市では認めていない。今後についてはどのように考えているのか。認めていくことになるのか。昨年から子育て支援部とも話をしているところでもあり、今後どのようにしていくのか不安である。計画に盛り込むということではないかも知れないが、何か市としての考えていることがあれば伺いたい。

(B 委員)

こどもはどんどん減っていくとは思いますが、需要が減ったから供給を減らすというのは、しないほうがよいと思う。入園児が減るから、先生の数減らすというふうになると、受

け入れられる人数も減って、保育園等に入りたいときに入れ不了な悪循環になっていく。例えば、お金は掛かると思うが、より多く保育士を配置したところに、助成金を出す等、保育施設がある程度、受入れ数等の余裕を維持できるような施策が必要ではないかと思う。待機児童数などの数値に引っ張られると、必要数を少なく見積もってしまうような方向になってしまう可能性があり、よくないと思う。

(F 委員)

定員に対して8割程度のこどもしか集まらない中で運営するとなると大赤字になる。保育園も幼稚園もどんどん閉鎖しているのが現状である。需給のバランスをうまくやっていかなければ、経営も成り立たない。ゆったりと保育、教育しなさいという論理は分かるが、現実的には淘汰されてしまっているのが現状である。

(B 委員)

保育園がいきなり閉園してしまつて、春まで入れる施設がなかったという非常に苦しい保活をした経験がある。需要が少なくなっていくものにどんどん寄り添っていくのは危険だと感じる。市場が縮小していくばかりで、関係する方の給料も確保できなくなると、どんどん業者も減っていくと思う。そこに棹さす何かをできればよいと思う。

(G 委員)

園がなくなってしまうこともあり得る。不測の事態に預けられるところがないというのは厳しいと思う。ただ単に数字だけで、園の配置等を決めるのではなく、多少余裕を持った形で対応ができれば、旭川でこどもを育てたいであるとか、こどもを産みたいとなってくるのではないかと思う。

(A 委員)

経営ということも分かるが、現場の先生が抱える仕事はどんどん増えている。ただ、クラス運営をしているだけではなく、こどもに係る各機関との連絡調整等もしている。こどもが減ることで、先生の仕事が減るわけではない。その辺りの支援について何かできるとよいと思う。

(B 委員)

市場の減少を経営努力だけに任せてしまうと、共倒れしてしまうと思う。そこを行政が支援できるとよいと思う。

(事務局)

突然預けている保育園、幼稚園が経営難で閉園するということは避けなければならない。ただ、財政難でもあるため、全てを行政が助成することは難しい。幼稚園、保育園の団体の皆さんとも意見交換をしながら、今までは増やさない、認めないの方向性で来ているが、この先の5年は、柔軟な考え方を持ちながら、都度状況に応じた対応ができるような制度、仕組みについて検討していきたいと考えている。

(H 委員)

資料の4-2、個別施策⑩に高校中退の予防とあるが、それに関わる文言がどこにも書かれていない。この文言はいらないのではないか。不登校は義務教育がほとんどであり、高校になると、主体的に生徒が通うものであるもので、不登校の扱いにならず、中退となる。⑩でそこを補っているのであれば、中退後の立ち直りということで、社会全体で見守るということで「中退の予防」はとってもよいと思う。

(A委員)

資料6-2を見ると、不登校について管轄するところがない。これだけ今不登校が増えていて、小中学校の先生にほとんど対応を任されている。また、不登校の子の家庭まで行くような立場の方もいないように感じる。

(D委員)

スクールソーシャルワーカーはいないのか。

(C委員)

スクールソーシャルワーカーはいる。

(E委員)

小中学校に不登校のこどもが多い。支援内容として、相談や意見を聞くというところがメインになっているが、こどもも保護者も相談はしない。何を相談していいかが分からない、不登校の理由が分からないことが多い。原因があればそれを解消するための相談となるが、こどもも親もなぜ不登校になっているか分からないため、何を相談してよいか分からない。現在、学びの評価の方法が変わって、学校でなくても評価ができるという通知も出ている。どこか行ける居場所があればよいと思う。行ける場所が、学校であれば、別室や保健室があるが、そこでも無理なこども達がいるため、他の居場所があるとよいと思う。相談は絵に描いた餅ではないかと思う。要因分析は文科省でも未だにできていない。

(D委員)

居場所があり、居場所に通うことができれば、要因が段々と分かってくることもあると思う。

(B委員)

居場所はサークル活動のような場所でも構わないのか。それとも、教育に携わるような方が経営しているフリースクールのような場のほうがよいのか。

(E委員)

実際はフリースクールのような場所がよいと思う。市にもゆっくらすがあるが、それでも足が向かない場合もある。公立学校ではない場でも現在は学びや成績が保障できる。そういった場があったら、旭川に住んでそこに通うという方が増えていくのではないか。

(A委員)

保育園と小学校に段差があるということを聞く。要因が複雑であると思うが、保育園まではなんとか来っていて、保護者とも顔が見える関係ではあったが、小学校に入った途端、不登校になるということを回りでもよく聞く。小学校に入ってしまうと家庭とのつながりが一気に減る。今の体制では限界があると思う。そこをつなぐ部分というのが、なかなか現状だと難しいと思う。

(C委員)

フリースクールが増えればいいが、簡単には増えないと思う。不登校の根本的な要因はよく分からない。さまざま研究が進んでいて、ある程度要因が示されてはいるが、本人に聞くと分からないという話になり、なかなか相談にはつながらない。そもそも学校教育に合わない人達が一定数いる。ギフテットの人、学校教育のシステムには全く合わない。非常に能力が高くて、小学2年生で高校数学を解いている。そういう子に、九九から始めますと言ってもつまらなくて仕方ないと思う。学校行きたくないという話にも当然なっ

てくる。それをどうするかというと、やはり学校以外の何か、結局は居場所という話になってくる。本人が認められる環境、自分がそこにもよいと思えるような環境が育ちの中では非常に重要になってきている。このことは様々な研究でも明確で、それをどのように保障していくかというところである。

学校に行けなくても、その後の人生が大きく挫折したり、決定的になるかと言われるとそういうわけではない。多様な学びがあって、その中で自由に選んでいき、結果的に自己実現につながる、幸せな人生を送れるようにすることが非常に重要である。そのための多様な選択肢をどのように用意するかが大事なポイントになってくると考える。ただ、不登校によって、保護者がすごく不安になっているので、どのように支えていくかということがすごく大事になってくると思う。

(I 委員)

6章の目標及び指標で、こども達へのアンケート調査については、小学生以上のアンケートに答えられるこどもを対象としていると思う。計画にはこどもだけではなく、子育て当事者への支援もあるので、親へのアンケートがあってもよいと思う。少子化であるので、こどもを増やすために、いかに子育て当事者を支援するかというのも大きなポイントだと思う。また、それが成功しているかを計るためには、目標及び指標の中に子育て当事者の満足度の指標が必要であると思う。現状はこどもに係る指標しかない。計画には、全てのこどもの幸せと記載されており、それは重要であるが、こどもを産んでもらうには、子育て当事者の幸せも重要ではないか。こどもばかりに目を向けるのではなく、子育てをしている家庭にも目を向けなければならないと思う。さまざまな事業があるが、それが成功しているかの指標があってもよいと思う。

(C 委員)

アンケートはアウトカムしなければならないという指示はあるのか。

(事務局)

そういう決めはない。

(C 委員)

アンケートは非常に危うい。少し文言や順番を変えたり、また、アンケートを取得する時期を変えるだけで、結構数値は変わってくる。そのため、指標の内容をもう少し変えたほうがよいと思う。恣意的に操作できないような指標、客観的な指標の数値をアウトカムにするほうがよいと思う。

(B 委員)

ニーズの掘り起こしという意味ではアンケートは必須であり、それを基に計画を作らなければいけないと思うので、今回こどもの意見が聞けたのは非常に興味深い。

事業の振り返りが非常に重要であり、今までの5年間で実施してきた成果がどれくらいで、限られた資源を次にどこに重点化するかを計るためには、数値化するような工夫をしていかなければならないと思う。

(事務局)

今回、国のこども大綱では新たな概念による「こども主体」というものと併せて、少子化対策の大綱や若者支援などを含めて一つのものとなっている。少子化対策であれば、こどもの数が増えれば成果となり完結するが、こども基本法を主とした新しい視点のこど

も計画では、こどもたちの生活自体の満足が高まる、若しくはこどもが自らの意思で変えていくということを法律で目指していて大綱に掲げており、それが国が示している数値目標である。事業の評価は一定程度しやすく、結果も客観的に計りやすいというのはある。ただ、それが計画全体の指標になるかという点、趣旨が相容れないのではないかという懸念があり、国の大綱で掲げる指標を数値目標とした。

(C委員)

アンケートを取って、ニーズの掘り起こしや、新たなニーズを知るということは非常によいと思う。ただ、これをアウトカムにはできないと思う。

(B委員)

権利に戻らと思う。権利は一人に対してこれだけ必要と決まっている最低限のものを権利と言っていると思う。足りないところを探して、まず埋めるというのが、行政の一つ目の役割であり、プラスアルファの部分、例えば、才能を伸ばすことや、楽しく過ごすこと等はもう一段階上のものであると思う。それらを一緒にすると、どこが重点か分からなくなる。

相談に行かない困っている人をどうやって見つけるか、そういった窓口の整備が施策としては必要なのではないかなと思う。業務として取り組んでいらっしゃる先生方のほうが情報を持っているかもしれない。例えば、学校の先生や病院にアンケートをとるなど、取ればよいというものではないが、こどもと親だけでなく、そういった発想があってもよいと思う。

(C委員)

他の自治体はどういった形で評価しているのか。

(事務局)

国のこども大綱で掲げている指標が多い印象がある。他には、これから検討するのか白紙のものもある。大勢がどちらかというところまでは見切れていない状況である。

(D委員)

個別施策の評価はできると思う。そういった視点がないとあまりにも抽象的で、具体的にそれぞれの施策がどのくらいの目標になっているのかが分からない。資料4-2に取組内容は書かれているが、実際に何をするのか分からない。それについての指標を念頭に置くことはできそうであるし、あったらよいと思う。

(事務局)

資料6-2で挙げている事業ごとに指標を立て、進捗管理や、即時の改善を図る等直結した取組については進めていくが、法の趣旨に沿った大綱に基づく計画の中で、そことは違う視点で求められているものもある。

(D委員)

資料6-2に、こども家庭センターや子ども総合相談センターで取り組んでいる内容が紐付いていないものがある。ひとり親への支援は相談活動として子ども総合相談センターで取り組んでいると思うが入っていない。予算事業で見えていくようになっているが、実際の相談活動であったり、支援であったりが予算事業だけで計れるのか疑問がある。

(事務局)

庁内に調査をする際に、観点の十分な説明ができない中で行ったため、予算化されてい

ない事業については整理されていない部分があった。そこについては、もう少し時間は掛かるが整理したいと思う。

(D委員)

相談を受けてつなぐ人が、事業を全て分かった上でつなげていかなければ、予算をつけている事業の効果を発揮できない。そこについても反映されるとよい。

(A委員)

今回のこども計画で、縦割りで行われているものが大分整理されて、内容について見えてきた資料だと思う。

(E委員)

資料4-2で、注釈が必要な文言がある。例えば、相談する力やメディアリテラシー教育や金融教育等である。市民に分かりやすい計画という基本の部分からいくと、注釈があるとより分かりやすい計画になると思う。

(B委員)

少子化に逆行する意見であるので賛否両論あるが、避妊や性教育をしっかり盛り込んだほうが、幸せの創出には上手く働くのではないかと思う。未成年で予期せぬ妊娠をした人が、こどもを産んだ後、就学や就労する場合、様々な障壁があり、問題の一部を占めていると思う。望むときに妊娠して、望まないときには妊娠をしないよう、自らの妊娠・出産に係る計画をくみ上げる能力をつけさせるという意味では、早い段階での性教育をきちんと盛り込んでほしい。

(事務局)

個別施策では13番がそれに該当すると思う。対象が適切か否かということあるが、性に関する知識の普及啓発について掲げている。

(B委員)

日本の教育者が用意しているプログラムだと年齢が後ろである。小学生でこどもを産んだ子もおり、中学生で外来に来ている人もいる。中絶や施設外分娩、その後の貧困にもつながってくる。市として何か取組を追加できるのであれば、早い年齢からの性教育の方策について取り組んでいただきたい。

もう一点は、成人している方でも予期せぬ妊娠を繰り返す方がいる。虐待や貧困、女性の就学、就職の妨げになり、悪循環を生んでいる場合がある。避妊は全て自費であるため、行政から助成金等を入れるなどの視点も盛り込んでほしい。

(事務局)

性教育について具体的に記載しているところはないが、小中学校での出前講座や、養護教員やPTAへの講習会や講演会などを実施してきた。直接的な性行為に係る講座については、学校での性教育に係るはだめ規定があり、どこまでやれるかというところはある。中学校に乳幼児を連れて行き、実際の子育てについて学んでもらう事業も実施している。コロナ禍で休止していたが、来年度には再開する予定で考えており、事業としてはぶら下がってくると思う。資料の6-2の関連事業については、担当部局も予算事業で出しているところがあるが、ゼロ予算であっても様々行っていることもある。掘り起こしを行うことも、他部局に子育てやこどもについて意識を持ってもらうきっかけになると思うので、徹底していきたい。

(E 委員)

性教育は小学校から実施しているが、はじめて規定があるため制限はあるが、命の大切さについては教えている。

生理の貧困対策として、市で生理用品を学校に置いていただいている。ありがたいと思う家庭もあると思うが、誰でも取れるようになったため、養護教諭等が生理に係る相談をきっかけとした家庭相談の機会が激減した。生理の貧困としては大変よい事業であるが、性教育の相談機会が減ってしまったため、学校でも状況が分からなくなってしまった。5, 6年生の宿泊体験学習まで、ほぼ分からない状況にある。そういった面があるということも御承知おきいただきたい。

(B 委員)

保育所、幼稚園の段階から性教育をして自分の身を守らせるということは、個人的に必要なことであると思っている。

(C 委員)

国際セクシャリティ教育ガイダンスでは5歳から性教育することが推奨されている。

(G 委員)

幼稚園でも性教育ではないが、男の子と女の子の違いや、自らや他を大事にする等の教育は行っている。しかし、今の話を聞いて、もう少し前段階での性教育の必要性を感じた。

(C 委員)

学校では、学習指導要領ではじめて規定が明記されている。生殖行動に関する項目については、一切教えてはならない。教育現場ではそれが重しになっていて、なかなか踏み込めない部分がある。

(B 委員)

学校ではない場から性教育ができれば画期的である。こどもの権利に直結する問題であると思う。いいことか悪いことかの基準を持たない段階で大人が手を出して、告発されないことが問題になっている。保育園児などの年代でも被害者がいるため、低年齢から働きかける仕組みを行政で取り組めるとよいと思う。

(A 委員)

全体を通して、御意見等はあるか。

なければ、これで閉会とする。

3 閉会